議案第30号

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 等の条例の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を定める ことについて

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年10月22日提出

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

1 提案理由

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行により八本松町の東広島市立美術館を廃止することに伴い、東広島市立美術館管理運営規則等を廃止するとともに、東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する。また、新東広島市立美術館の名称を東広島市立美術館に改めることにより、新東広島市立美術館協議会規則等の名称を変更することとするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年11月1日から施行する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に 属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(東広島市立美術館管理運営規則等の廃止)

- 第1条 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東広島市立美術館管理運営規則(昭和53年東広島市教育委員会規則第6号)
 - (2) 東広島市立美術館協議会規則(昭和53年東広島市教育委員会規則第7号)
 - (3) 東広島市立美術館美術品等収集委員会規則(平成27年東広島市教育委員会規則第25号)

(東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第2条 東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則(昭和54年東広島市 教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第3項中「別表第1」を「別表」に改める。

(新東広島市立美術館協議会規則の一部改正)

第3条 新東広島市立美術館協議会規則(令和2年東広島市教育委員会規則第8 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市立美術館協議会規則

第1条中「新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例」を「東広島市立

美術館の設置及び管理に関する条例」に、「新東広島市立美術館協議会」を「東 広島市立美術館協議会」に改める。

(新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の一部改正)

第4条 新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則(令和2年東広島市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市立美術館美術品等収集委員会規則

第1条中「新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例」を「東広島市立 美術館の設置及び管理に関する条例」に、「新東広島市立美術館美術品等収集委 員会」を「東広島市立美術館美術品等収集委員会」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の新東広島市立美術館協議会規則第3条第1項の規定により定められた新東広島市立美術館協議会の会長若しくは副会長である者又は第4条の規定による改正前の新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則第3条第1項の規定により定められた委員長若しくは副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第3条の規定による改正後の東広島市立美術館協議会規則第3条第1項の規定により東広島市立美術館協議会の会長若しくは副会長として定められ、又は第4条の規定による改正後の東広島市立美術館美術品等収集委員会規則第3条第1項の規定により東広島市立美術館美術品等収集委員会規則第3条第1項の規定により東広島市立美術館美術品等収集委員会の委員長若しくは副委員長として定められたものとみなす。

来四面中立7· 十十亿件自他的0° 用放仁例 9 3 况则 (中和 0 4 十级自安真云观别为 0 7) 对山内思及	
新	旧
(使用料)	(使用料)
第9条 教育委員会は、前条の規定により学校体育施設の利用の許可を受けた	第9条 教育委員会は、前条の規定により学校体育施設の利用の許可を受けた
者については、東広島市使用料条例(昭和51年東広島市条例第3号。以下	者については、東広島市使用料条例(昭和51年東広島市条例第3号。以下
「使用料条例」という。)別表 <mark>第1</mark> に規定する使用料を徴収しないことがで	「使用料条例」という。) 別表第1に規定する使用料を徴収しないことがで
きる。	きる。
2 学校体育施設の利用の許可を受けた者のうち、照明施設を利用する者は、	2 学校体育施設の利用の許可を受けた者のうち、照明施設を利用する者は、
前項の規定にかかわらず照明料を納付しなければならない。	前項の規定にかかわらず照明料を納付しなければならない。
3 前項の使用料は、使用料条例別表 <mark>第1</mark> の規定によるものとする。	3 前項の使用料は、使用料条例別表第1の規定によるものとする。
(一部改正 [昭和58年教委規則1号・平成13年7号・15号])	(一部改正〔昭和58年教委規則1号・平成13年7号・15号〕)

(庶務)

新東広島市立美術館協議会規則(令和2年教育委員会規則第8号)新旧対照表	EX.
新	旧
○ <mark>新</mark> 東広島市立美術館協議会規則	○新東広島市立美術館協議会規則
令和2年3月17日	令和2年3月17日
教育委員会規則第8号	教育委員会規則第8号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <mark>森</mark> 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成 31年東広島市条例第5号)第19条第6項の規定に基づき、 <mark>新</mark> 東広島市立 美術館協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)	
第2条 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。 (会長及び副会長)	第2条 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。 (会長及び副会長)
第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。	第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。	2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。	3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)	(会議)
第4条 協議会の会議(以下「会議」という。) は、会長が招集し、会長がその議長となる。	第4条 協議会の会議(以下「会議」という。) は、会長が招集し、会長がそ の議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。	2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。	3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
その意見を聴くことができる。	4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 その意見を聴くことができる。
(守秘義務)	(守秘義務)
第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。そ の職を退いた後も、同様とする。

新	旧
第6条 協議会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。	第6条 協議会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。
(委任)	(委任)
第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。	第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。
附則	附則
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。	1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、東広島市教育 委員会が招集する。	2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、東広島市教育 委員会が招集する。

(庶務)

新

○新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則

招集する。

令和2年3月17日 令和2年3月17日 教育委員会規則第9号 教育委員会規則第9号 (趣旨) (趣旨) 第1条 この規則は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成)第1条 この規則は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成 31年東広島市条例第5号) 第20条第6項の規定に基づき、無東広島市立 31年東広島市条例第5号) 第20条第6項の規定に基づき、新東広島市立 美術館美術品等収集委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及 美術館美術品等収集委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所堂事務) (所堂事務) 第2条 委員会は、東広島市教育委員会(附則第2項において「教育委員会」第2条 委員会は、東広島市教育委員会(附則第2項において「教育委員会」 という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 という。) の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 (1) 美術品及び美術に関する資料(以下この条において「美術品等」という。) (1) 美術品及び美術に関する資料(以下この条において「美術品等」という。) の購入、寄附又は寄託による収集に関すること。 の購入、寄附又は寄託による収集に関すること。 (2) 美術品等の収集の方針に関すること。 (2) 美術品等の収集の方針に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、美術品等の収集に必要な事項に関するこ (3) 前2号に掲げるもののほか、美術品等の収集に必要な事項に関するこ ١. (委員長及び副委員長) (委員長及び副委員長) 第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを|第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを 定める。 定める。 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠 けたときは、その職務を代理する。 けたときは、その職務を代理する。 (会議) (会議) 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長 がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。 決するところによる。 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 その意見を聴くことができる。 その意見を聴くことができる。 (守秘義務) (守秘義務) 第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。そ|第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。そ の職を退いた後も、同様とする。 の職を退いた後も、同様とする。 (庶務) (庶務) 第6条 委員会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。 第6条 委員会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。 (委任) (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委 員長が委員会に諮って定める。 員長が委員会に諮って定める。 附 則 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

ĺΗ

○新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則

第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が

招集する